

2024年8月6日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「後見制度支援預金」の取扱開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2024年8月19日(月)から「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

「後見制度支援預金」とは、成年後見制度をご利用のお客さまの財産のうち、日常的に使用しない金銭を別途管理するための口座です。家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき預金の払戻し等を行うため、お客さまの財産を安全かつ適切に管理するものです。

当行は、地域金融機関として後見制度の普及に貢献するとともに、お客さまのニーズにお応えできるよう努めてまいります。

記

1.取扱開始日

2024年8月19日(月)

2.商品内容

対象者	家庭裁判所から「指示書」の発行を受けた成年後見人および未成年後見人の方
預金種類	・普通預金 ・決済用普通預金
口座開設手数料	11,000円（消費税込）
「指示書」によるお取引	・口座開設 ・払戻し ・口座解約 ・定額自動送金の設定、変更
制約事項	・振込による入金 ・キャッシュカードの発行 ・インターネットバンキングの利用 ・各種料金等の自動振替口座の指定 ・給与・年金・配当金等の受入口座の指定 ・投資信託や公共債等の資金決済口座の指定 ・少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

※詳細については、最寄りの本・支店にお問い合わせください。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
電話 022-225-8240